

青森・岩手県境不法投棄対策事業
環境再生に向けた取り組み

—— 取り戻そうふるさとの豊かな緑 ——



平成18年5月の不法投棄現場全景

平成18年5月

青 森 県

はじめに

全国最大級の産廃不法投棄が行われた場所は、八戸方面まで貫流する一級河川の馬淵川水系の上流部分に位置しており、全国的に誇るべきにんにくや田子牛など、農林水産業の盛んな地域でもあります。

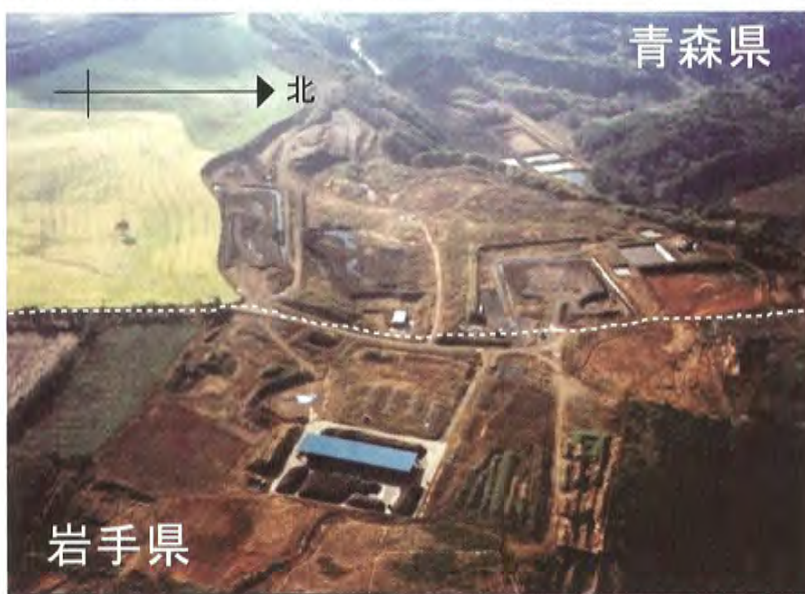
この地域の原状回復に当たっては、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先として、「廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする」原状回復方針を決定いたしました。

私たちは、全国最大級の不法投棄現場を水と緑の環境再生により、全国でも先駆的かつ模範的な事例であると言われるよう、安全・安心を基本理念として原状回復を着実に進めて参ります。

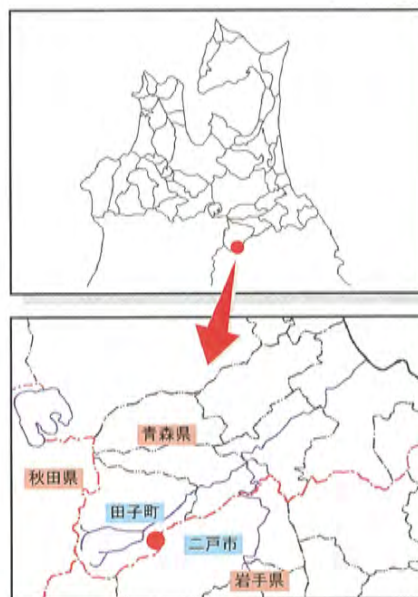
不法投棄事案の概要

(1) 場 所

不法投棄が行われた場所は、青森県田子町茂市地内（11ha）と岩手県二戸市上斗米地内（16ha）にまたがる原野（27ha）です。



平成12年10月当時の現場全景



(2) 原 因 者

- ・ 三栄化学工業(株)（八戸市の産業廃棄物処理業者、平成13年6月解散）
- ・ 縣南衛生(株)（埼玉県の産業廃棄物処理業者、平成12年10月破産）

(3) 現 場 の 状 況

平成12年度～14年度に高密度電気探査、ボーリングなどの諸調査を実施し、現場の状況を把握しました。

- 現場全体が揮発性有機塩素化合物により汚染されています。
- 現場地盤は難透水性で底面遮水層として利用可能であり、地下水の大局的流れは、中央谷部や西方への流れとなっています。
- 現場周辺の水質調査の結果、環境基準を概ね満たしています。

※特定産業廃棄物及びこれに起因する汚染土壌等の範囲、種類、量等

(単位：m³)

	特定産業廃棄物	有害産業廃棄物	その他の廃棄物
堆肥様物	183,200	183,200	0
焼却灰主体	262,590	262,590	0
RDF様物	55,088	55,088	0
汚泥主体	74,505	14,070	60,435
一時仮置場(堆肥様物)	33,000	33,000	0
中間処理場(堆肥様物)	63,000	63,000	0
合計	671,383	610,948	60,435



ごみの上に覆土といった投棄方法が繰り返されていました。



堆肥様物



焼却灰



RDF様物



汚泥

原状回復対策

(1) 原状回復指針

青森県は、平成15年8月に次のとおり原状回復方針を発表しました。

- 馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針とします。
- 不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急を実施するため、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とします。
- 撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開し、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物などについて、有効利用することも可能と考えています。

(2) 汚染拡散防止対策

原状回復方針に基づき、次のような汚染拡散防止対策を実施しています。

■ 緊急的対策

① 仮設浄化プラント

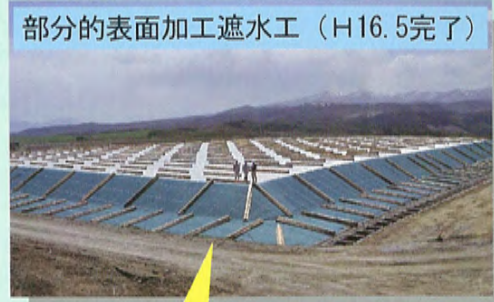
浸出水処理施設が完成するまでの間、日処理量400m³の仮設浄化プラント（凝集沈殿＋砂ろ過）を平成16年3月から17年5月まで稼働させ、平成17年7月に撤去しました。

② 表面遮水等

雨水と廃棄物の接触を防ぐため、表面遮水シートを敷設し、遮水壁の施工に合わせて場内道路などを整備しています。



仮設浄化プラント
(H17.7撤去)



部分的表面加工遮水工 (H16.5完了)



全面の表面遮水工 (H17.8完了)

■ 長期的対策

① 浸出水処理施設

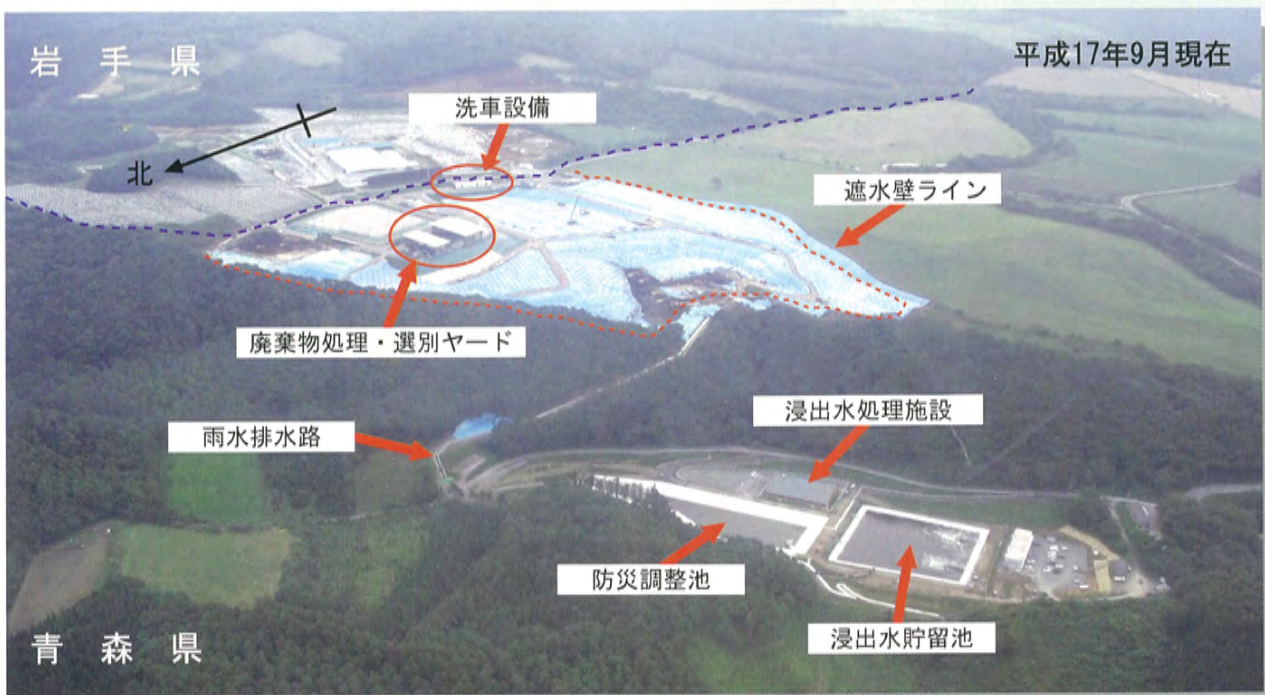
日処理量150m³の浸出水処理施設、浸出水貯留池が完成し、平成17年6月から稼働しています。

② 雨水排水対策

平成17年6月以降、不法投棄現場に降った雨は雨水排水路に集められ、いったん防災調整池に入ってから、近傍の沢へ放流されています。

③ 遮水壁

地中に長さ約980m、平均深さ約20m、厚さ約50cm、透水係数が10⁻⁶cm/秒以下の壁を不透水性岩盤に密着させる構造とし、平成17年6月に着工して19年7月の完成を予定しています。

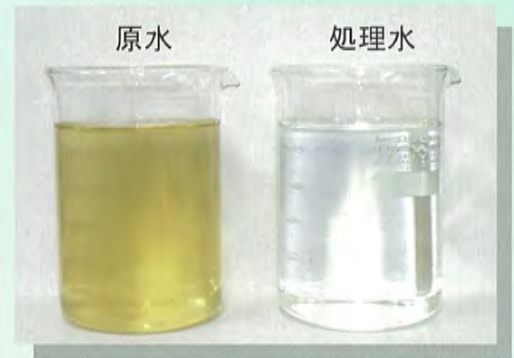




浸出処理施設



処理施設内部



原水と処理水の比較

● 浸出水の処理

凝集沈澱処理、生物処理、凝集膜ろ過処理など様々な処理を行い、周辺環境に影響のないきれいな水にして放流しています。



浸出水貯留池



防災調整池



浸出水導水路、雨水排水路

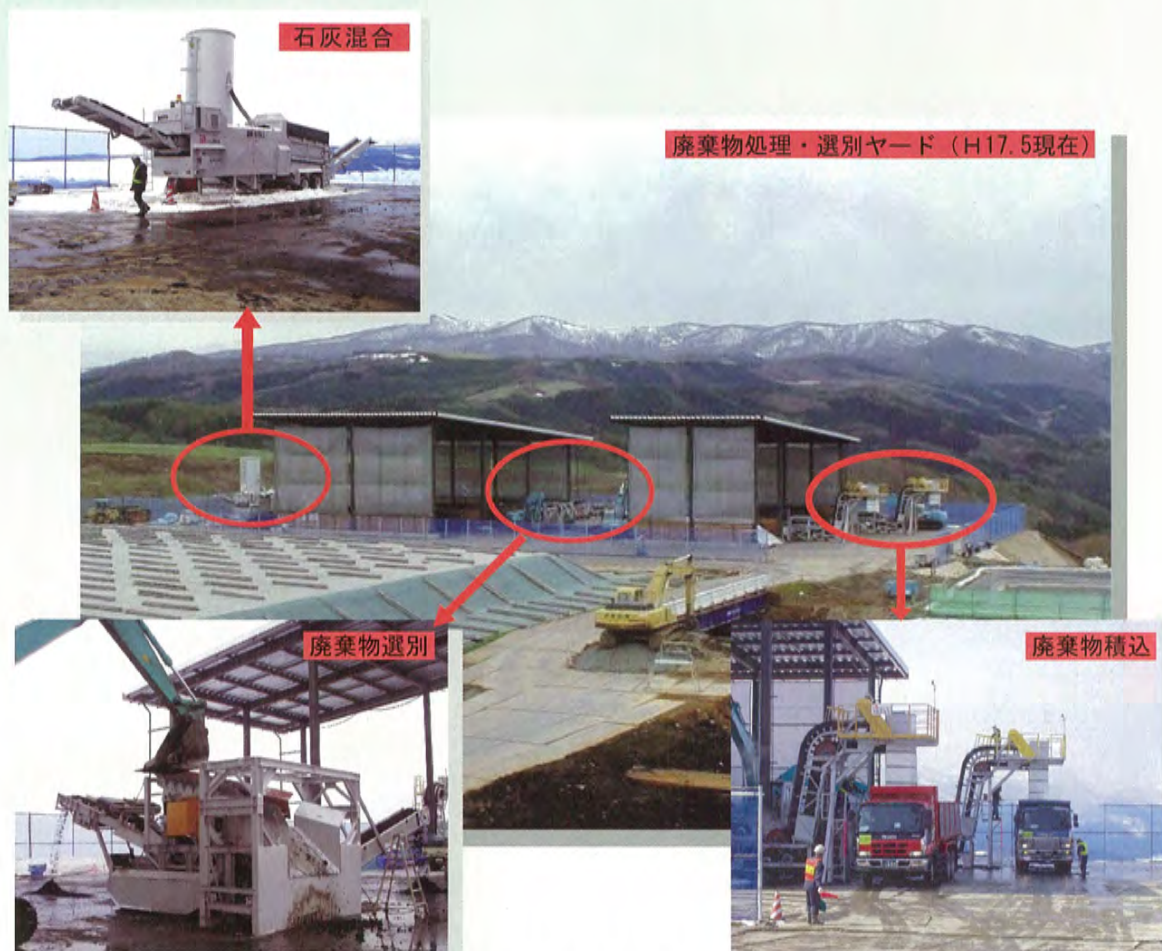


平成17年10月の遮水壁工事状況

(3) 廃棄物の撤去・処理

- 約67.1万³mの廃棄物は、特別措置法の期限である平成24年度までに撤去・処理を完了することとしており、計画的に作業を進めていきます。
- 遮水壁が完成する平成19年7月までは、撤去作業に伴う汚染拡散の恐れのない約9.6万³mを撤去することとし、遮水壁完成後、平成24年度までに残りの約57.5万³mを撤去することとしています。

- 廃棄物処理・選別ヤードを平成17年3月から稼働させています。廃棄物に石灰を混合した後で2種類の大きさに選別し、2台のベルトコンベアで運搬車両に積み込んでいます。



- 処理方法は、焼却、焼成、溶融のいずれかの方法によることとし、平成16年度は青森RER(株)で、平成17年度及び平成18年度は同社及び八戸セメント(株)で処理を行っています。
- 平成16年度の撤去・処理量は約11,000トン、平成17年度は約40,000トンであり、合計で51,000トンを撤去・処理しました。

(4) 廃棄物の搬出

- 廃棄物は天蓋付全密閉型車両を用いて安全確実に運搬するほか、現場内に洗車場を設置し、車両に付着した汚染物が場外に出ないようにしています。
- 平成18年度は1日に約20台、3～4台のグループを編成して、青森RER(株)と八戸セメント(株)へ向けて交通安全を第一に運搬しています。





排出事業者に対する責任の追及

① 報告徴収の実施

平成14年10月以降、これまでに約12,000社の排出事業者に対して、青森・岩手両県が分担し廃棄物処理法違反の有無について調査を進めています。

※青森県担当事業者数 約6,800社

② 措置命令

廃棄物処理法違反が認められた排出事業者に対しては、青森・岩手両県知事連名で措置命令を発出し、平成17年度までに18社が合計で約610トンを撤去しました。

③ 納付命令

代執行費用の納付命令の積算根拠となる平成16年度の代執行費用が確定した後は、納付命令に移行し、平成17年度までに4社から合計で約190万円の納付がありました。

周辺の生活環境モニタリング調査

① 水質モニタリング

現場内及び現場周辺の26地点において定期的に調査を実施しており、汚染は現場内に留まって周辺の生活環境には影響がないことが確認されています。

② 大気汚染物質、有害大気汚染物質、騒音振動モニタリング

年4回の調査を実施しており、周辺の生活環境への影響は確認されていません。

全庁的な取り組み

県庁各部局長等を構成員とする「県境再生対策推進本部」を設置し、水系保全、民生安定対策等を総合的かつ計画的に推進しています。併せて、汚染拡散防止対策工事や廃棄物の搬出作業などの進捗状況、生活環境モニタリングなど周辺対策の取組状況等に関する情報を積極的に公開しています。

■ 環境学習

県では、平成16年度から田子町などの学校児童・生徒を対象に、環境学習事業を実施しており、その一環として平成17年11月に学習発表会を開催しました。（右は発表している田子町立清水頭小学校4、5学年の皆さんの様子です。）



県境不法投棄事案の主な経緯

平成	3. 1	三栄化学工業（株）に対して中間処理業（堆肥化）の許可を追加
	7～	住民・従業員から苦情、情報提供及び県による立入調査等
	7. 9	燃えがらの不法投棄を確認
	8. 11	不法投棄により三栄化学工業（株）に対し事業の全部停止処分（30日間）
	11. 11	岩手・青森両県警合同の強制捜査（廃棄物処理法違反）
	12. 5	原因法人の関係者を逮捕
	12. 6～	投棄された廃棄物を撤去する旨の措置命令
	12. 8	三栄化学工業（株）の許可取り消し
	12. 10	縣南衛生（株）破産決定
	13. 6	三栄化学工業（株）解散
	14～15	原状回復措置等について検討するため、両県合同検討委員会を4回開催
	15. 6. 19	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の公布施行
	15. 7. 31	県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の設置
	15. 8. 20	原状回復方針発表
	15. 9. 1	県境再生対策室、県境再生対策推進本部の設置
	16. 1. 21	「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」 に対する環境大臣の同意
	16. 3	風評被害対策の創設
	16. 12. 6	一次撤去開始（処理先：青森RER（株））
	17. 5. 16	八戸セメント（株）への不法投棄産業廃棄物の搬出開始

青森県 環境生活部 県境再生対策室
青森県青森市長島一丁目1-1
TEL 017-734-9261 FAX 017-734-8081

青森県 環境生活部 県境再生対策室 現地事務所
青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂向1-4-6
TEL 0179-20-7044 FAX 0179-20-7045

青森・岩手県境産廃不法投棄事案ホームページ
<http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/>